

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和8年7月3日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

令和8年度第1回横浜教育データサイエンス・ラボの開催報告について

3 審議案件

教委第16号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部改正について

教委第17号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

教委第18号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について

教委第19号議案 教育委員会事務局における業務委託の支払遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第20号議案 訴訟に関する臨時代理について

教委第21号議案 訴訟に関する臨時代理について

教委第22号議案 審査請求に関する臨時代理について

教委第23号議案 教職員の人事について

教委第24号議案 教職員の人事について

教委第25号議案 教職員の人事について

4 その他

令和8年7月3日

教育委員会定例会 一般報告

1. 市会関係

○6/5 本会議（第4日）議案議決

2. 市教委関係

（1）主な会議等

○6/16 2026年度横浜市PTA連絡協議会総会

○6/26 令和8年度第1回横浜教育データサイエンス・ラボ

（2）報告事項

○令和8年度第1回横浜教育データサイエンス・ラボの開催報告について

3. その他

横浜教育イノベーション・アカデミア

「運動能力」や「情報活用能力」向上の新たな糸口を発見！

令和 8 年度 第 1 回「横浜教育データサイエンス・ラボ」開催報告

横浜市教育局では、横浜市内小中学校に在籍する児童生徒約 24 万人の教育ビッグデータを分析し、新たな学びの可能性について考察を深める「横浜教育データサイエンス・ラボ」の取組を進めています。最近の研究から、「運動能力」や「情報活用能力」を向上させる可能性のある、新たな糸口を発見し、一定の効果も検証できました。

そこで、これらの成果を、共同で研究を行った大学・企業の皆さまと発表いたしました。

◆ 横浜教育データサイエンス・ラボ(Data Science Lab)

- 若手から中堅の**教職員**、専門的な知見をもつ**大学研究者**、データの分析・加工の専門的な技術をもつ**企業**で形成される研究の場
- 教員の課題感や求める効果を出発点とし、大学や企業の知見やノウハウを組み込んで研究をする
- 児童生徒約**24万人の教育データ**を分析し、**教職員や子どもたちに有効な「教育データ」**を提供する

令和 8 年度 第 1 回横浜教育データサイエンス・ラボ

■ 開催日時・会場

令和 8 年 6 月 26 日（金） 15:00-16:45 Y-PORT センター公民連携オフィス情報発信拠点 GALERIO

■ テーマ・登壇者

提案① 「うまくなれるかもしれない」が運動嫌いを減らす

◆パネリスト：慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科

教授 神武 直彦

特任助教 和田 康二

研究員 見城 航

パフォーマンスゴールシステム株式会社 廣澤 崇

横浜市立旭小学校 教諭 坂口 正大

◆ファシリテーター：学校経営支援課 主任指導主事 宮下 広平

提案② 探究的な学びを支える読書の在り方を考える ～学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成～

◆メッセージ動画：帝京大学 教育学部

教授 鎌田 和宏

◆パネリスト：株式会社ポプラ社

取締役副社長 平瀬 律哉

横浜市小学校図書館研究会 会長 谷口 佐智子

みたけ台小学校 学校司書 菅野 恵子

学校教育部 部長 丹羽 正昇

◆ファシリテーター：学校経営支援課 主任指導主事 淡島 一生

■ 参加者及び意見交換の様子

・参加者：115 名（教職員、大学、企業、メディア、事務局）

※オンラインを含む

・参加者は、提案でのパネルディスカッションを踏まえて活発な意見交換を行い、教育データの利活用の意義や今後の展望について理解を深めました。また、本取組はメディアからも注目され、提案内容について取材を受けました。



■ 提案の概要

【提案①】

「うまくなれるかもしれない」が運動嫌いを減らす

「運動が苦手な子ども」に着目し、「自分でもうまくなれるかもしれない」という感覚が、運動への意欲を高める重要な要因であることがデータで明らかになりました。また、GPSなどの運動データと心理指標を組み合わせることで、「運動嫌い」につながる要因やつまづきを可視化しました。

その結果、成長を具体的に実感し、周囲から認められる経験が「うまくなれる感」を育み、主体的に運動に関わろうとする姿につながる可能性が示されました。これらの成果を踏まえ、主体的に運動に関わろうとする姿を引き出す新たな教育モデルの可能性を提案しました。

【参会者の声】

学校では体力テストや50m走のデータを収集しているが、十分に活用できていない。記録の変化や成長の要因を振り返り、前向きなフィードバックにつなげることで、運動に前向きに取り組む子どもを増やしていきたい。

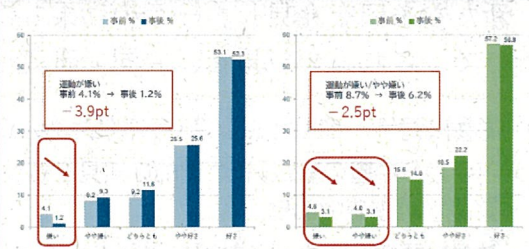


GPS[フィジカルデータ]の解析で分かったこと【旭小学校】



データにより自分の成長への気づきの機会が増えた。

「運動の好き嫌い」— 分布の変化【旭小学校&寺尾中学校】



「うまくなれる感」が「運動が嫌い」の子どもへのアプローチの糸口となることがデータで明らかになった。

【提案②】

探究的な学びを支える読書の在り方を考える
～学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成～

小学校低学年では「読書の量」が学力や学習意欲と強く関連する一方、高学年では「読書の質（目的意識）」や「自発的な動機」が読書量や学び方の工夫に影響することが明らかになりました。データからは、電子書籍の閲覧ジャンルが特定の分野に偏る傾向も見られました。

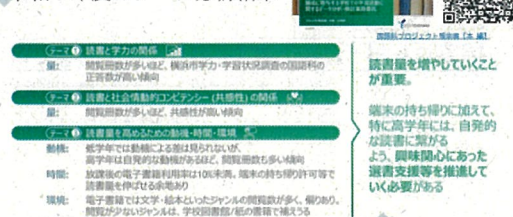
こうした結果を踏まえ、デジタルと紙を効果的に組み合わせた読書環境の整備や、発達段階や学習の状況に応じた読書指導の充実を図るとともに、子どもが自ら考え、情報を活用し、表現する力を育むための読書の在り方について提案しました。

【参会者の声】

読書の価値や魅力を改めて実感できた。読書好きな子ども苦手に感じている子ども「もっと読みたい」「こんな本や資料がほしい」と感じられるような環境や仕掛けを整えることが学校や教員の重要な役割であり、今後も読書の良さを大切にしていきたいと感じた。

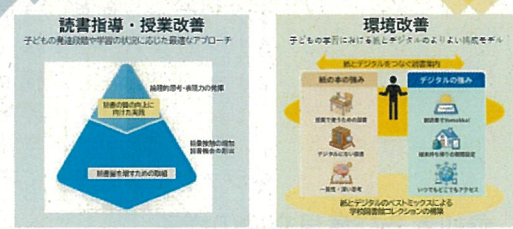


令和7年度のデータ分析結果



令和7年度の分析から、読書と学力・共感性との関連や、読書量を高めるための視点が明らかになった。

子どもたちの「読書」の実態把握・分析の先に



子ども一人ひとりの読書の仕方等の実態を正しく把握し、読書指導や環境改善へとつなげていく必要がある。

教委第 16 号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通
学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部改正に
ついて

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並び
に就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定
める。

令和 8 年 7 月 3 日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市立青木小学校における学校規模適正化等の対策について、令和8年5月8日教育委員会定例会にて通学区域変更の実施が承認されたことに伴い、同校の通学区域を変更する等のため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正)

第 1 条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則(昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表浦島丘中学校の部左欄中「神奈川小学校区域」の次に「のうち出田町、浦島町、亀住町、子安通 1 丁目 1 番地から 103 番地まで、新浦島町、新町、鈴繁町、千若町、東神奈川二丁目、瑞穂町、守屋町 1 丁目」を加え、同表栗田谷中学校の部左欄を次のように改める。

栗田谷 中学校	神奈川小学校区域のうち神奈川一丁目 17 番地の 2 から 17 番地の 8 まで、東神奈川一丁目、星野町 1 番地の 1 から 1 番地の 15 まで、1 番地の 17、1 番地の 18、1 番地の 20 から 1 番地の 23 まで、2 番地から 5 番地まで 幸ヶ谷小学校区域 二谷小学校区域 青木小学校区域のうち上反町、桐畑 1 番地、4 番地から終りまで、台町 2 番地から 5 番地まで、7 番地、10 番地、11 番地の 20 から 14 番地まで、高島台、反町 1 丁目 2 番地から 7 番
------------	---

	地まで、9番地から終 りまで、2丁目から4 丁目まで、鶴屋町2丁 目、3丁目1番地から 31番地まで、松本町1 丁目、2丁目 斎藤分小学校区域のう ち栗田谷1番から10番 まで、14番1号から14 番4号まで、15番11号 から15番52号まで、斎 藤分町30番14号から30 番52号まで、31番から 53番まで、中丸 三ツ沢小学校区域のう ち沢渡1番地から4番 地の1まで、4番地の 3から終りまで 宮谷小学校のうち沢渡 4番地の2、鶴屋町1 丁目、3丁目32番地か ら終りまで、台町1番 地、6番地、8番地、 9番地、11番地の1か ら11番地の19まで、15 番地から終りまで
--	---

別表の1の表栗田谷中学校の部二谷小学校の項中「旭ヶ丘」の次に「、桐畑2番地、3番地、反町1丁目1番地、8番地」を加え、同部青木小学校の項を次のように改める。

青木小学校	神奈川県 泉町、上反町、桐畑1 番地、4番地から終り まで、台町2番地から 5番地まで、7番地、 10番地、11番地の20か ら14番地まで、高島台 、反町1丁目2番地か ら7番地まで、9番地 から終りまで、2丁目 から4丁目まで、鶴屋
-------	--

	町 2 丁目、3 丁目 1 番地から 31 番地まで、松本町 1 丁目、2 丁目
--	--

別表の 1 の表栗田谷中学校の部斎藤分小学校の項中「斎藤分町」を「栗田谷、斎藤分町」に改め、同表松本中学校の部左欄を次のように改める。

松本中学校	三ツ沢小学校区域のうち松ヶ丘、松本町 3 丁目から 6 丁目まで、三ツ沢上町、三ツ沢下町、三ツ沢中町、三ツ沢西町 3 番地から終りまで、三ツ沢東町、三ツ沢南町、岡沢町 16 番地から 215 番地まで、257 番地から 271 番地まで、286 番地から 367 番地まで、常盤台 80 番 27 号、峰沢町 1 番地から 306 番地まで、307 番地の 1、307 番地の 3 から 311 番地まで、314 番地から 341 番地まで、343 番地から終りまで 南神大寺小学校区域 青木小学校区域のうち泉町 斎藤分小学校区域のうち栗田谷 11 番から 13 番まで、14 番 5 号から 15 番 10 号まで、15 番 53 号から 15 番 67 号まで、16 番から 48 番まで、六角橋四丁目 20 番、23 番、24 番
-------	---

別表の 1 の表松本中学校の部三ツ沢小学校の項中「松ヶ丘 20 番地から 32 番地まで、34 番地、36 番地、松本町 4 丁目」を「沢渡 1 番地から 4 番地の 1 まで、4 番地の 3 から終りまで、松ヶ丘、松本町 3 丁目」に改め、同表軽井沢中学校の部宮谷小学校の項中「

三ツ沢西町1番」を「沢渡4番地の2、鶴屋町1丁目、3丁目32番地から終りまで、台町1番地、6番地、8番地、9番地、11番地の1から11番地の19まで、15番地から終りまで、三ツ沢西町1番」に改める。

（横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和6年8月横浜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和12年10月31日」を「令和8年8月4日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校又は横浜市立中学校（以下「市立学校」という。）に就学する者（転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により当該市立学校に指定されている者を除く。）について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立学校に指定されている者については、なお従前の例による。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに
就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表（第1条関係）

現行				改正案			
別表（第2条第1項、第3条第1項） 1 小学校及び中学校				別表（第2条第1項、第3条第1項） 1 小学校及び中学校			
中学校通学区域		小学校通学区域		中学校通学区域		小学校通学区域	
中学校名	左記の通学区域	小学校名	左記の通学区域	中学校名	左記の通学区域	小学校名	左記の通学区域
(省 略)				(省 略)			
浦島丘 中学校	浦島小学校区域 神奈川小学校区域 子安小学校区域のうち入 江一丁目1番から14番ま で、17番から28番まで、 恵比須町、子安台一丁目、 子安通1丁目104番地から 終りまで、2丁目、3丁目、 新子安一丁目、宝町、守屋 町2丁目から4丁目まで		(省 略)	浦島丘 中学校	浦島小学校区域 神奈川小学校区域のうち <u>出田町、浦島町、亀住町、 子安通1丁目1番地から1 03番地まで、新浦島町、新 町、鈴繁町、千若町、東神 奈川二丁目、瑞穂町、守屋 町1丁目</u> 子安小学校区域のうち入 江一丁目1番から14番ま で、17番から28番まで、 恵比須町、子安台一丁目、 子安通1丁目104番地から 終りまで、2丁目、3丁目、 新子安一丁目、宝町、守屋 町2丁目から4丁目まで		(省 略)
栗田谷 中学校	<u>幸ヶ谷小学校区域</u> <u>二谷小学校区域</u> <u>青木小学校区域のうち上 反町、桐畑、栗田谷1番か ら10番まで、14番1号か ら14番4号まで、15番11</u>		(省 略)	栗田谷 中学校	<u>神奈川小学校区域のうち 神奈川一丁目17番地の2 から17番地の8まで、東 神奈川一丁目、星野町1番 地の1から1番地の15ま で、1番地の17、1番地</u>		(省 略)
		二 谷 小学校	神奈川区 旭ヶ丘、西神奈川一丁目 (以下省略)			二 谷 小学校	神奈川区 旭ヶ丘、 <u>桐畑2番地、3番 地、反町1丁目1番地、8 番地</u> 、西神奈川一丁目（以 下省略）

号から15番52号まで、沢渡、台町、高島台、反町、鶴屋町、松本町1丁目、2丁目
斎藤分小学校区域のうち
斎藤分町30番14号から30番52号まで、31番から53番まで、中丸

青木
小学校

神奈川区
泉町、上反町、桐畑、栗田谷、沢渡、台町、高島台、反町、鶴屋町、松ヶ丘1番地から19番地まで、33番地、35番地、37番地から85番地まで、松本町1丁目から3丁目まで

斎藤分
小学校

神奈川区
斎藤分町、中丸、西神奈川三丁目、二本榎27番32号から27番35号まで、六角橋三丁目、六角橋四丁目4番から24番まで

の18、1番地の20から1番地の23まで、2番地から5番地まで
幸ヶ谷小学校区域
二谷小学校区域
青木小学校区域のうち上反町、桐畑1番地、4番地から終りまで、台町2番地から5番地まで、7番地、10番地、11番地の20から14番地まで、高島台、反町1丁目2番地から7番地まで、9番地から終りまで、2丁目から4丁目まで、鶴屋町2丁目、3丁目1番地から31番地まで、松本町1丁目、2丁目
斎藤分小学校区域のうち栗田谷1番から10番まで、14番1号から14番4号まで、15番11号から15番52号まで、斎藤分町30番14号から30番52号まで、31番から53番まで、中丸三ツ沢小学校区域のうち沢渡1番地から4番地の

青木
小学校

斎藤分
小学校

神奈川区
泉町、上反町、桐畑1番地、4番地から終りまで、台町2番地から5番地まで、7番地、10番地、11番地の20から14番地まで、高島台、反町1丁目2番地から7番地まで、9番地から終りまで、2丁目から4丁目まで、鶴屋町2丁目、3丁目1番地から31番地まで、松本町1丁目、2丁目

神奈川区
栗田谷、斎藤分町、中丸、西神奈川三丁目、二本榎27番32号から27番35号まで、六角橋三丁目、六角橋四丁目4番から24番まで

(省 略)			
松 本 中学校	<u>三ツ沢小学校区域</u> <u>南神大寺小学校区域</u> <u>青木小学校区域のうち泉町、栗田谷 11 番から 13 番まで、14 番 5 号から 15 番 10 号まで、15 番 53 号から 15 番 67 号まで、16 番から 48 番まで、松ケ丘 1 番地から 19 番地まで、33 番地、35 番地、37 番地から 85 番地まで、松本町 3 丁目、斉藤分小学校区域のうち六角橋四丁目 20 番、23 番、24 番</u>	三ツ沢 小学校	神奈川区 <u>松ケ丘 20 番地から 32 番地まで、34 番地、36 番地、松本町 4 丁目から 6 丁目まで</u> (以下省略)
			(省 略)

	<u>1 まで、4 番地の 3 から終りまで</u> <u>宮谷小学校のうち沢渡 4 番地の 2、鶴屋町 1 丁目、3 丁目 32 番地から終りまで、台町 1 番地、6 番地、8 番地、9 番地、11 番地の 1 から 11 番地の 19 まで、15 番地から終りまで</u>		
(省 略)			
松 本 中学校	<u>三ツ沢小学校区域のうち松ケ丘、松本町 3 丁目から 6 丁目まで、三ツ沢上町、三ツ沢下町、三ツ沢中町、三ツ沢西町 3 番地から終りまで、三ツ沢東町、三ツ沢南町、岡沢町 16 番地から 215 番地まで、257 番地から 271 番地まで、286 番地から 367 番地まで、常盤台 80 番 27 号、峰沢町 1 番地から 306 番地まで、307 番地の 1、307 番地の 3 から 311 番地まで、314 番地から 341 番地まで、343 番地から終りまで</u>	三ツ沢 小学校	神奈川区 <u>沢渡 1 番地から 4 番地の 1 まで、4 番地の 3 から終りまで、松ケ丘、松本町 3 丁目から 6 丁目まで</u> (以下省略)
			(省 略)

(省 略)			
軽井沢 中学校	(省 略)	宮 谷 小学校	神奈川県 <u>三ツ沢西町1番</u> 、2番 (以下省略)
(以下省略)			

	<u>南神大寺小学校区域</u> <u>青木小学校区域のうち泉町</u> <u>斎藤分小学校区域のうち栗田谷 11 番から 13 番まで、14 番 5 号から 15 番 10 号まで、15 番 53 号から 15 番 67 号まで、16 番から 48 番まで、六角橋四丁目 20 番、23 番、24 番</u>		
(省 略)			
軽井沢 中学校	(省 略)	宮 谷 小学校	神奈川県 <u>沢渡 4 番地の 2、鶴屋町 1 丁目、3 丁目 32 番地から終りまで、台町 1 番地、6 番地、8 番地、9 番地、11 番地の 1 から 11 番地の 19 まで、15 番地から終りまで、三ツ沢西町 1 番、2 番</u> (以下省略)
(以下省略)			

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに
就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日から令和 12 年 10 月 31 日までの間は、この規則による改正後の横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則別表の 1 の表浦島丘中学校の部及び栗田谷中学校の部中（以下省略）	附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日から令和 8 年 8 月 4 日までの間は、この規則による改正後の横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則別表の 1 の表浦島丘中学校の部及び栗田谷中学校の部中（以下省略）

「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」等の一部改正について

1 改正概要

令和8年5月8日の教育委員会定例会において、横浜市立青木小学校に係る「学校規模適正化等について（教委第5号議案）」が承認され、通学区域の変更を実施することとなりました。これに伴い、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」等の一部を改正します。

通学区域変更の対象となる小学校は、青木小学校のほか、斎藤分小学校、二谷小学校、三ツ沢小学校及び宮谷小学校の計5校です。

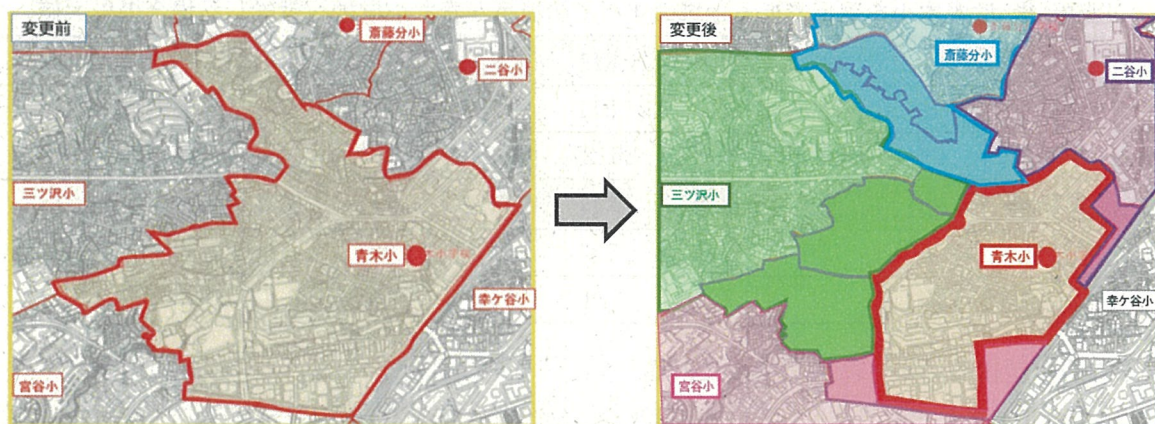
なお、関係する中学校にて規定されている規則についても、本規則改正に伴い、整理を行います。（現行の中学校の通学区域に変更はありません）。

本提案が承認された場合、規則の施行は令和8年8月を予定しています。

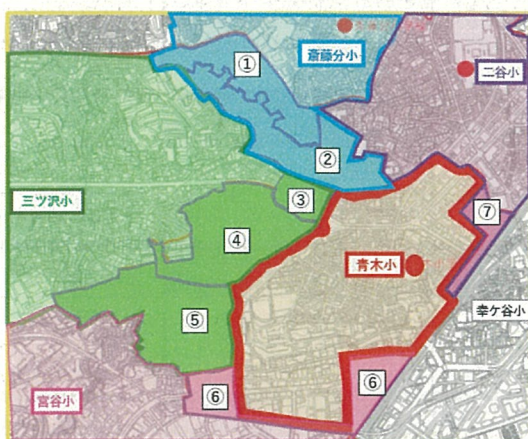
2 通学区域変更の内容とその対象

（1）青木小学校における通学区域変更後の通学区域

ア 通学区域図の新旧対照表



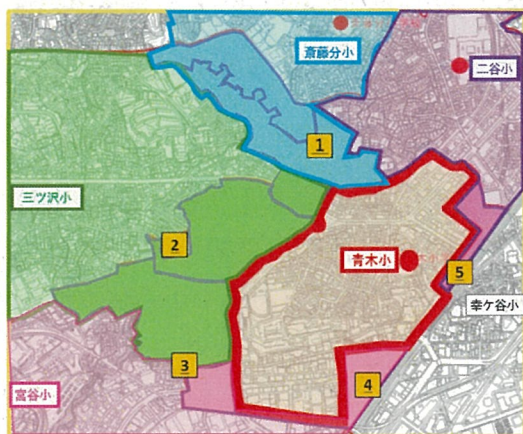
イ 規則改正後、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校・受入校（ウの物件を除く）



	対象地域 (対象地域)	通学区域変更(特別調整通学区域)	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷 (①北・②南)	斎藤分小	青木小
②			
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小
⑤	沢渡	三ツ沢小	青木小
⑥	鶴屋町・台町（一部）※1	宮谷小	青木小
⑦	桐畑・反町（一部）※2	二谷小	青木小

※1：鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 11-1～11-19、台町・鶴屋町三丁目のうち、六角橋第394号線以西の地域
※2：桐畑2, 3、反町一丁目1, 8

ウ 特別調整通学区域を設定しない物件（住所地）の指定校



	想定住所地(※)	指定校	受入校
1	栗田谷 15-11	斎藤分小	—
2	松ヶ丘 58-3	三ツ沢小	—
3	沢渡 4-2	宮谷小	—
4	鶴屋町 1-41・42	宮谷小	—
5	桐畑 2・3-5	二谷小	—

※建設予定の物件も含まれており、今後、住所地に変更となる
場合があることから、「想定住所地」としています。

エ 新たな通学区域の対象となる児童（小学生）※在校生は通学区域変更の対象外

- ① 規則改正後（令和 8 年 8 月施行予定）に、各小学校の通学区域内に転入する児童
- ② R9.4 月以降に新小学 1 年生となる児童

(2) 通学区域変更に伴う児童数・学級数について

ア 青木小学校の児童数・学級数（推計）

（変更 後 は青木小を選択できる地域のすべての児童が青木小学校へ就学した場合の最大値）

変更前	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	753	781	803	811	838	866	24	53 名
学級数	24	24(26)	25(27)	26(27)	27	28		7 学級
変更後	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	
児童数	753	756	748	731	728	725	24	
学級数	24	24	24	24	24	24		

イ 周辺小学校の通学区域変更後の推計値

※青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が各小学校へ就学した場合の最大値

斎藤分小	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	234	249	269	285	305	320	10(※)	4 名
学級数	9	10(12)	10(12)	11(12)	12	12		2 学級
二谷小	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	381	380	372	364	378	380	14	24 名
学級数	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)		4 学級
三ツ沢小	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	820	828	819	860	864	831	27(※)	53 名
学級数	28	28	27	28	28	27		7 学級
宮谷小	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	597	603	610	594	581	570	23	52 名
学級数	21	20	20	19	19	19		9 学級

※「斎藤分小」及び「三ツ沢小」については、内部改修等により必要教室を確保します。

なお、「三ツ沢小」は、令和8年度4月時点で28教室を確保し、学校運営を行っています。

※通学区域の変更後の児童数は、特別調整通学区域において各学校を選択した最大の児童数を計上して推計を行っていることから、学区変更に伴う変更前後の児童数は、一致しません。

- ・表中の「児童数」及び「学級数」は、一般学級の児童数・学級数。
- ・表中の「R8」の児童数及び学級数は、5月1日現在の実数値。
- ・表中の「R9～R13」の児童数及び学級数は、「令和7年義務教育人口推計」による推計値。
- ・表中の「学級数」の（ ）内の数字は、各学年の児童数が1～5人の増により学級数に影響する場合の最大学級数
- ・表中の「保有教室」は、「令和7年度義務教育人口推計」に掲載の公表値